

常総市コミュニティバス運行業務委託 事業者選定審査要領

この要領は、「常総市コミュニティバス運行業務委託」の契約優先交渉権者を選定するため、企画提案等の審査に関し必要な事項を定めるものとする。

1 審査の対象となる事業者

審査の対象となる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 常総市コミュニティバス運行業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領の「3 参加資格」に掲げる要件をすべて満たす者
- (2) 常総市コミュニティバス運行業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領の「5 企画提案手続き等に関する事項」に掲げる書類を提出期限までにすべて提出した者

2 審査の方法

(1) 一次審査（書類審査）

担当部局により提出書類の確認を行い、参加申込者が5者未満の場合は全員を二次審査に参加できる者（以下「一次審査通過者」という。）とし、参加申込者が5者以上の場合は、提出された書類のうち会社概要等整理表、受注実績等整理表、安全確保方策確認書の内容を踏まえ、実績等の数や内容が優位な4者程度を一次審査通過者として選定する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

参加申込者による企画提案書等に基づくプレゼンテーションを行い、審査委員によるヒアリング（質疑応答）を行った上で、下記の「3 評価項目及び配点」に基づき、審査を行う。

3 評価項目及び配点

評価項目	評価内容	配点
(1) 理解度 (業務の基本方針)	業務の趣旨を理解し、目的の達成が期待できるか。	10
(2) 実施体制	業務遂行に必要な体制が確保されているか。	15
(3) 実施計画	業務遂行に向け、適切な実施計画が作成されているか。	10
(4) 業務スケジュール	業務スケジュールは実現可能か。	20
(5-1) 企画提案 業務内容の理解度	本業務の趣旨を理解し、具体的かつ実効性がある提案がなされているか。	20

(5-2) 企画提案 運行計画に関する方針・ 内容等	本市の地域特性、現在の地域公共交通の課題 等を捉えて、運行ルート及び運行ダイヤの素 案が作成されているか。	25
(5-3) 企画提案 市全体の公共交通ネッ トワークのあり方に関 する方針・内容等	新たな公共交通の導入を踏まえて、各公共交 通の基本的な機能や求められる役割等を整理 することができるか。	25
(5-4) 企画提案 独自提案	提案者の強みを活かし、仕様書の内容に加え、 当市に有益な提案であるか。	25
(6) 業務実績	過去の同種または類似業務の実績及び予定技 術者の実績	10
(7) 見積金額	委託料限度額内の業務執行上適正な金額	10
合計		170

4 事業者の選定

各委員の採点を集計し、点数の最も高い事業者を「契約優先交渉権者」として選定し、2番目に点数の高い事業者を「次点交渉権者」とする。

※審査結果における合格基準は、委員の合計得点の7割以上とし、合格基準に達するものがない場合は、本プロポーザルでの選定は行わないものとする。

※参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、審査の結果、審査委員会委員の合計得点の7割以上の場合は、当該参加申込者を交渉権者とし協議を行う。

5 その他

参加申込者が1者のみであっても、審査委員会が定める基準に満たない場合は、審査の結果「該当者なし」とし、再度公募を行う場合がある。